



ルールを守って安全運転!!

・・・自転車安全利用5則・・・

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る
 - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - 夜間はライトを点灯
 - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- 5 子供はヘルメットを着用

<自転車利用者のみなさんへ>

自転車は、環境にやさしく、経済的で子どもからお年寄りまでが気軽に親しめる乗り物です。しかし、交通ルールやマナーを無視した乱暴な運転をしていると、命を奪うなど悲惨な事故につながります。自転車は「軽車両」とであるという意識を強くもって、安全運転を心掛けてください。



毎月第1・第3金曜日は「自転車安全日」

自転車利用時の安全意識の向上やマナーアップを図りましょう。

～令和4年6月分(10月支給)から児童手当制度が一部変更されます～

● 改正内容 ●

1. 現況届の提出が原則不要
毎年6月に提出を求めていた現況届の提出が原則不要になります。
(一部の受給者は引き続き提出が必要)
2. 所得上限限度額の新設
所得によって、本年6月分の手当から手当が減額されたり、支給されなくなることがあります。



現況届は、毎年6月1日現在の受給者の状況を把握し、6月分以降の児童手当等を引き続き受ける要件(児童の監督や保護、生計同一関係、所得など)を満たしているかどうかを確認するためのものです。

令和4年度現況届から、6月1日現在の受給者の状況を公簿等で確認することで、現況届出が原則不要となります。ただし、引き続き現況届の提出が必要な場合もあります。

長万部町で現況届が必要と把握している方には、例年通り現況届を5月末頃に送付しますので、ご提出ください。提出不要な方には「制度周知のお知らせ」を送付します。

【ご注意】公務員の方は取扱いが異なるので、勤務先へご確認ください。

◆ 現況届以外で届出が必要な場合 ◆

次のような変更があった場合には、その都度すみやかに届出してください。

- ①厚生年金⇄国民年金等、受給者が加入する年金が変わったとき
 - ②児童を養育しなくなったことなどにより、支給対象となる児童がいなくなったとき
 - ③長万部町外に住民票がある配偶者や児童の住所や氏名が変わったとき
 - ④再婚・離婚等により、一緒に児童を養育する配偶者を有するに至ったとき、または児童を養育していた配偶者がなくなったとき
- ※上記の場合以外にも届出が必要な場合があります。詳しくは、後日送付する「制度周知のお知らせ」に記載しますので、ご覧下さい。
- ※届出が遅れたために、過払いが発生した場合は返還していただくことになりますので、すみやかにお手続きください。

【お問い合わせ先】町民課戸籍医療年金係 (☎2-2453)